長崎県公立大学法人職員育児休業等に関する細則

平成17年4月1日 細 則 第 9 号

改正 平成 19年3月28日細則第5号 改正 平成25年5月7日細則第8号 改正 平成30年3月28日細則第3号 改正 令和2年12月11日細則第19号 改正 令和3年12月6日細則第33号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人職員育児休業等規程(平成17年規程第15号。以下「育児 休業等規程」という。)に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(育児休業の手続)

- 第2条 育児休業の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した育児休業申出書(様式第1号)を提出して、育児休業を始めようとする日の1か月前(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)に基づき1歳から1歳6か月までの休業を始めようとする場合にあっては2週間前)までに行うものとする。
 - (1) 申出者の職及び氏名
 - (2) 申出に係る子の氏名、生年月日及び申出者との続柄
 - (3) 育児休業をしようとする期間の初日及び末日
 - (4) 育児休業等規程で定める特別の事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実
 - (5) 申出の年月日
 - (6) 前各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項
- 2 理事長は、育児休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。
 - 一部改正「平成25年細則第8号]

(育児休業をすることができない職員)

- 第3条 育児休業等規程第3条第1項の理事長が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 法人と職員の過半数を代表する者との間で締結される育児休業、介護休暇等に関する協定(以下「労使協定」という。)により育児休業の対象から除外された次の職員
 - ア 育児休業申出があった日から起算して1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
 - イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 一部改正[平成25年細則第8号]

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

- 第4条 育児休業等規程第3条第1項ただし書の理事長が別に定める特別の事情は、次のとおりとする。
 - (1) 育児休業をしている職員が長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する細則(平成17年細則第8号。以下「勤務時間等細則」という。)第11条第4号に規定する特別休暇を始め、又は出産したことにより、当該育児休業が終了した後、当該特別休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

- イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が第6条第1項に規定する新たな育児休業が始まったことにより 当該育児休業が終了した後、同条に規定する申出に係る子が次に掲げる場合に該当すること

となったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

- イ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件 が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しな いまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合
- (3) 育児休業の申出の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画 書により理事長に申し出た職員が当該申出に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職 員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3か月以上の期間にわたり当該子を常態として 養育したこと(この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがあ る場合を除く。)。
- (4) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、又は配偶者と別居したことその他の育児休業 の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子につい て再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (5) 保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと。
 - 一部改正「平成25年細則第8号、平成30年細則第3号]

(育児休業計画書)

- 第5条 前条第3号及び第22条第6号の育児休業計画書は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 育児休業の申出する者の職及び氏名
 - (2) 育児休業の申出に係る子の氏名及び生年月日
 - (3) 育児休業申出期間及び再度の育児休業をしようとする予定期間の初日と末日
 - (4) 配偶者の氏名
 - (5) 育児休業の申出に係る子を配偶者が養育する予定期間の初日と末日
 - (6) 前各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項
- 2 前項の育児休業計画書を提出する場合にあっては、第2条第1項の育児休業申出書の提出の際に 併せて提出するものとする。
 - 一部改正「平成25年細則第8号、令和2年細則19号]

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条 育児休業等規程第4条第2項の理事長が別に定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の期間の延長の申出手続)

- 第7条 第2条の規定は、育児休業の期間の延長の申出について準用する。
 - 一部改正 [平成25年細則第8号]

(育児休業の期間の変更)

- 第8条 育児休業を申し出た職員のうち、育児休業に入る前に、その期間の初日又は末日に変更が生じた者は、遅滞なく、その旨を記載した育児休業期間の変更申出書(様式第2号)を理事長に提出するものとする。
 - 一部改正[平成25年細則第8号]

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

- 第9条 育児休業をしている職員は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を育児状況変更 届 (様式第3号) により理事長に届け出なければならない。
 - (1) 育児休業に係る子が死亡した場合

- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- 2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。
 - 一部改正[平成25年細則第8号、令和2年細則19号]

(育児休業をした職員の期末手当等の支給)

- 第10条 長崎県公立大学法人職員賃金規程(平成17年規程第11号。以下「賃金規程」という。) 第18条第1項に規定する基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間 において勤務した期間があるものには、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 前項に定める期間には、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、 次に掲げる期間以外の期間を含むものとする。
 - (1) 育児休業等規程第3条第1項の規定により育児休業をしていた期間
 - (2) 長崎県公立大学法人職員の給料等の支給に関する細則(平成17年細則第1号)第15条第2 号に掲げる職員として在職した期間
 - (3) 職員就業規則第17条第1号又は第3号の規定に該当して休職にされていた期間(公務傷病等による休職者であった期間及び理事長が特に認めた期間を除く。)
- 3 賃金規程第21条第1項に規定する基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月 以内の期間において勤務した期間があるものには、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
 - 一部改正「令和2年細則19号]

(育児休業をした職員の職務復帰)

- 第 11 条 育児休業の期間が終了したときは、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。
 - 一部改正[平成25年細則第8号、令和2年細則19号]

(職務復帰後における給与等の取扱い)

- 第12条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
 - 一部改正[平成19年細則第5号、平成30年細則第3号]

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

- 第13条 長崎県公立大学法人職員退職手当規程 (平成17年規程12号。以下「職員退職手当規程」という。)第11条の4第1項及び第12条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同規程第11条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。
- 2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。) についての職員退職手当規程第12条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の 1に相当する月数」とあるのは「その月数の3分の1に相当する月数」とする。
 - 一部改正「平成19年細則第5号、令和2年細則19号]

(書面の交付)

- 第 14 条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付しなければならない。
 - (1) 職員の育児休業又は育児短時間勤務(育児休業等規程第10条第1項に規定する育児短時間 勤務をいう。以下同じ。)の申出があった場合
 - (2) 職員の育児休業又は育児短時間勤務の期間の延長の申出があった場合

- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合
- (4) 育児休業又は育児短時間勤務の申出が撤回された場合
 - 一部改正「平成25年細則第8号、令和2年細則19号]

(部分休業をすることができない職員)

- 第15条 育児休業等規程第9条第1項の理事長が別に定める職員は、労使協定により部分休業の対象から除外された、1週間の所定労働日数が2日以下の職員とする。
 - 一部改正「平成25年細則第8号]

(部分休業)

- 第 16 条 部分休業の申出は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて2時間(勤務時間等細則第 11 条第 6 号に規定する特別休暇を与えられている職員又は長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(平成 17 年規程第 14 号。以下「勤務時間等規程」という。)第 18 条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、2 時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30 分を単位として行うものとする。
 - 一部改正「平成25年細則第8号、平成30年細則第3号、令和2年細則19号]

(賃金の減額)

- 第17条 職員が部分休業の申出に基づき勤務しない時間については、賃金規程第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、賃金規程第17条に規定する勤務1時間当たりの賃金額を減額して賃金を支給する。
 - 一部改正 [平成25年細則第8号]

(部分休業の請求手続)

- 第 18 条 部分休業の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した部分休業申出書(様式第 4 号)を提出して行うものとする。
 - (1) 申出者の職及び氏名
 - (2) 申出に係る子の氏名、生年月日及び申出者との続柄
 - (3) 部分休業をしようとする時間及び期間
 - (4) 前各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項
- 2 第2条第2項の規定は、部分休業の申出について準用する。
 - 一部改正「平成25年細則第8号]

(部分休業の準用)

- 第19条 第7条の規定は、部分休業について準用する。
 - 一部改正「平成25年細則第8号、平成30年細則第3号]

(部分休業の変更)

- 第20条 部分休業をしている職員は、第18条で申し出た期間において、部分休業の事由がなくなる 日又は時間が生じる場合には、速やかに部分休業変更申出書(様式第5号)を理事長に提出するも のとする。
 - 一部改正[平成25年細則第8号]

(育児短時間勤務をすることができない職員)

- 第21条 育児休業等規程第10条第1項の理事長が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 長崎県公立大学法人非常勤職員就業規則第2条に定める非常勤職員
- (2) 長崎県公立大学法人職員就業規則第25条の規定により引き続いて勤務している職員

追加[令和2年細則19号]

(育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- 第22条 育児休業等規程第10条第1項ただし書の細則で定める特別の事情は、次に掲げる事情と する。
 - (1) 育児短時間勤務をしている職員が長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する細則第11条第4号に基づく特別休暇を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該特別休暇又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
 - (2) 育児短時間勤務をしている職員が第24条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
 - (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間 勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
 - (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
 - (5) 育児短時間勤務の承認が、第24条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
 - (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により理事長に申し出た場合に限る。)。
 - (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

追加[令和2年細則19号]

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

- 第23条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した育児 短時間勤務承認請求書(様式第6号)により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間 の末日の翌日の1月前までに行うものとする。
 - (1) 請求者の職及び氏名
 - (2) 請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄
 - (3) 育児短時間勤務又は期間の延長をしようとする期間の初日及び末日
 - (4) 請求に係る子について既に育児短時間勤務をした期間
 - (5) 育児短時間勤務をしようとする勤務の形態
 - (6) 育児休業等規程第22条で定める特別の事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実
 - (7) 前各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項
- 2 第2条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。

追加[令和2年細則19号]

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

- 第24条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項のその他条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

追加[令和2年細則19号]

(育児短時間勤務職員等についての職員給与条例の特例)

第25条 育児短時間勤務をしている職員についての賃金規程の適用については、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	1	
賃金規程第4	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号
条第1項、第4		給に応じた額に、勤務時間等規程第2条第2項の規定により
項、第5項及び		定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務
第7項		時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得
		た額とする
賃金規程第4	定める	定める額に、算出率を乗じて得た額とする
条第 12 項		
賃金規程第16	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる
条第1項		勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間
		とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7
		時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定
		する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が
		午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100
		分の 125) を乗じて得た額とする
賃金規程第16	第1項	第1項(長崎県公立大学法人職員育児休業等に関する細則
条第3項		(以下「育児休業等細則」という。)第25条の規定により
		読み替えて適用する場合を含む。)
賃金規程第16	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業等細則第25条の規
賃金規程第16 条第4項	要しない	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45
	要しない	
	要しない	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあって は、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分
	要しない	定により読み替えられた同項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあって
	要しない	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあって は、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分
	要しない	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあって は、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分 の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間
	要しない	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあって は、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分 の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間 である場合は、100分の175)から100分の100(その時間
	要しない	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100
条第4項		定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあって は、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分 の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間 である場合は、100分の175)から100分の100(その時間 が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100 分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
条第4項 賃金規程第18 条第4項	給料	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする給料の月額を算出率で除して得た額
条第4項 賃金規程第18 条第4項 賃金規程第18		定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあって は、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分 の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間 である場合は、100分の175)から100分の100(その時間 が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100 分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
条第4項 賃金規程第18 条第4項 賃金規程第18 条第5項及び	給料	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする給料の月額を算出率で除して得た額
条第4項 賃金規程第18 条第4項 賃金規程第18 条第5項及び 第21条第3項	給料の月額	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする給料の月額を算出率で除して得た額
条第4項 賃金規程第18 条第4項 賃金規程第18 条第5項及び 第21条第3項 賃金規程第18	給料	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする給料の月額を算出率で除して得た額
条第4項 賃金規程第18 条第4項 賃金規程第18 条第5項及び 第21条第3項	給料の月額	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする給料の月額を算出率で除して得た額
条第4項 賃金規程第18 条第4項 賃金規程第18 条第5項及び 第21条第3項 賃金規程第18	給料の月額	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする給料の月額を算出率で除して得た額
条第4項 賃金規程第18 条第4項 賃金規程第18 条第5項 第21条第3項 賃金規程第18 条第5項	給料の月額 給料月額	定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする給料の月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第26条 理事長は、育児短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員 に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

追加[令和2年細則19号]

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

- 第27条 職員退職手当規程第11条の4第1項及び第12条第4項の規定の適用については、育児短時 間勤務をした期間は、同規程第11条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない 期間に該当するものとみなす。
- 2 育児短時間勤務をした期間についての職員退職手当規程第12条第4項の規定の適用について は、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当す る月数」とする。
- 3 育児短時間勤務の期間中の職員退職手当規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、 育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料 月額とする。

追加「令和2年細則19号]

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合の届出等)

第28条 第9条の規定は、育児短時間勤務をしている職員について準用する。

追加「令和2年細則19号]

(補則)

- 第29条 この細則に定めるもののほか、育児休業等に関して必要な事項は、育児・介護休業法、その他関係法令又は理事長が別に定めるところによる。
 - 一部改正 [平成25年細則第8号]

附則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日細則第5号)

この細則は、平成19年3月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成25年5月7日細則第8号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日細則第3号)

この細則は、平成30年3月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年12月11日細則第19号)

この細則は、令和2年12月11日から施行する。

附 則(令和3年12月6日細則第33号)

この細則は、令和3年12月6日から施行する。

育児休業申出書

		VI I	, =							4	介和	年	月	田
(-	長崎県公立大学	法人理	事長	()	様									
-					147		申出者	所	属名					
								職						_
	下記のとおり	去旧4	- \\ . →	、由)山	1++			氏	名_					_
_		来を	中し江	i		0 #1	: Lı -l x'.	DI H &	マの知	/ # ¬ / m →	۲.۱			
1	申出に係る子						2 申	ゴ 有	LJYF0.)子の親 	(凹1街名	1)		
氏	名						氏		名					
続	柄						子との	司•	別居		司居		別居	
生	年 月 日	令和	4	年 ,	月	∃	就業等	の	有無		有		無	
	出生していない場合						有の 場合	育	児休業 (□	きの取得]国 [□	-	」 無 民間)	
	出産予定者の)氏名					3 申出に係る子が養子の場合							
	出産予定年	月日					養子	縁組	の	令和 年 月			п	
	申出者との続	柄					成立生	年月	日	令和 年			日	
4	申出の内容			育児休 再度の	<業)育児休	:業				期間の発 児休業期		£長		
5	細則で定める													
\ .	特別の事情													
**	再度の場合のみ													
6	申出期間	令	和	年	月	日	から令	FI	年	月	日まて			
7	既に育児休業	令	和	年	月	日	から令む	印	年	月	日まて	\$		
	をした期間	令	和	年	月	日	から令	印	年	月	日まて	<u>.</u>		
8	備考													

- (注)① この申出書には、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類 (医師又は助産婦が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公 署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
 - ② 「5細則で定める特別の事情」欄には、再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入すること。
 - ③ 子の出生前に申出する場合は、「6申出期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1申出に係る子」欄の記入及び証明書類の提出は、出生後、速やかに行うこと。
 - ④ 備考欄には、申出に係る子以外に1歳に満たない子を養育する場合、その子の氏名、申出者との続柄及び生年月日等について記載すること。
 - ⑤ 該当する□にはレ印を記入すること。

育児休業期間の変更申出書

_										
							令和	年	月	日
(-	長崎県公立大学法人理	事長)								
•			様							
				申出者	所属名_					<u> </u>
					職 名_ 氏 名_					
		苍	刃日							
	下記のとおり育児休		を変更	したいの゛	で、申しと	出ます。)			
		初日								
1	申出した育児休業の	末日	令和	年	月	日				
		初日								
2		末日	令和	年	月	日				
3	変更する事由									
-										<u> </u>
-										

(注) 変更事由を証明できる書類を添付すること(写しでも可)。なお,変更事由の性質上,証明になじまないものについては,その内容を「3変更する事由」欄に具体的に記入すること。

育 児 状 況 変 更 届

	令和 年 月 日
(長崎県公立大学法人理事長)	
申出者 所属名	7 1
	, 1
	7
X 4	¹
- 	
育児休業	
次のとおり に係る子の養育の状況について変更か	ば生じたので、届け出ます。
部分休業	
1 届出の事由	
□ 休業に係る子の死亡	
□ 休業に係る子が職員の子でなくなった	
□ 離縁 □ 養子縁組の取消 □ 特別養子縁	み組に上ろ報佐関係の終了
□ 休業に係る子を養育しなくなった	
	コフの芝木 いっとかりか よ
□ 同居しなくなった □ 職員の負傷・疾病により	ナの養育がぐさなくなつに
□ その他(
□ 休業に係る子を配偶者が養育できることとなった	
□ その他()
2 届出の事由が発生した日	
平成 年 月 日	

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

部分休業申出書

										令	和	年	月	E	Ξ
長崎県公立大	、学	法人理	事長)		採										
					<u>你</u>	申	出者	所属	名						
						·									
								氏	名_						
下記のとお	39	部分休息	業を申	し出ま	す。										
申出に係る	5子					2	申出	者じ	人外の	子の親	(配偶	者)			
名	,					氏			名						
杯	Fj .					子	ことの同	引・別	川居		司居	[] 別	居	
年 月 日		令和	年	月	日	就	業等	の有	無		Ī		コ 無	ŧ	
								育児	見休業	の取得		有		無	
							有		([国	〕地方		二民間])	
							の	部分	分休業	の取得		有		無	
								育児	1 休暇	の取得		有		無	
								短時		務措置		有		無	
									(民間						
シロ の外段	4-					2 .	,	<i>t</i> 🗆		- ,-	_ `		1.2.)	
記児の態体	₹	保育時[削:	-				1禾	行时	间:					
温	■		1					ュナス	時間	お会まい			71 5		
<u></u>	J						を経世	196) 中4.1自1						_
			期		間]	I			-		ħ			
申出期間		۸ -	F	п	п , >		□毎	日					-		
及び時間	IJ								十後		分	\sim	時	分	_
		11 J.H	7	Л	μь		口その)他							
						<u>'</u>									
備 考	S.														
	下 申出に係 名 相 月 の り り り り り り り り り り り り り り り り り り	下記のと係る名有託通申及おおる名名月の時間の態様間間間	下記のとおり部分体 申出に係る子 名 柄 日 令和 託児の態様 保育時 通 助 時間 令令和	申出に係る子 名 柄 所 今和 年 月 日 令和 年 保育時間: 通勤時間 時間 申出期間及び時間 今和 中日 今和 中日 今和 中日 中日	下記のとおり部分休業を申し出ま 申出に係る子 名 柄 年 月 日 令和 年 月 年 月 日 令和 年 月 通勤時間 時間: 「時時時間」 通勤時間 時間 期 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	様 下記のとおり部分休業を申し出ます。	F記のとおり部分休業を申し出ます。 P	下記のとおり部分休業を申し出ます。	特別	中出者 所属名 _ 職 名 _ 氏 名 _ 下記のとおり部分休業を申し出ます。	接 申出者 所属名 所属名	株 中出者 所属名 職 名 氏 名 氏 名 下記のとおり部分休業を申し出ます。	中出者 所属名 中出者 所属名 円記のとおり部分休業を申し出ます。 中出に係る子	株 中出者 所属名 一	様 申出者 所属名 職 名 氏 名 氏 名 下記のとおり部分休業を申し出ます。

- (注)① この申出書には、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類 (医師又は助産婦が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公 署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
 - ② 申出に係る子について、(ア)職員以外の子の親が部分休業その他の育児のための短時間 勤務の制度の適用を受けている場合、(イ)託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要 とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。
 - ③ 部分休業の申出を取り消す場合には、その旨を、部分休業変更申出書(様式第5号)により提出すること。
 - ④ 該当する□にはレ印を記入すること。

部分休業変更申出書

令和 年 月 日

日	付	休業の申出をした時間					休業の	申出を取	り消す時	宇間	取消し後	申出者	所属長	担緒	
月	日	午	前	午	後	時間数	午	前	午	後	の時間数	名	名	名	備考
		時 時	分ら 分まで	-	分ら 分で	時間 分	時 時	分ら 分で	時 時	分ら 分で	時間分				
		時 時	分ら 分まで		分ら 分まで	時間分	時時	分ら 分が	時 時	分ら 分まで	時間分				
		時 時	分ら 分まで		分ら 分まで	時間分	時時	分ら 分が	時 時	分ら 分まで	時間分				
		時 時	分ら分で		分ら 分まで	時間分	時時	分ら 分で	時 時	分ら 分で	時間分				
		時 時	分ら 分まで		分ら 分で	時間 分	時 時	分ら 分で	時 時	分ら 分で	時間分				
		時 時	分ら 分まで		分ら 分さで	時間 分	時 時	分ら 分が	時 時	分ら 分で	時間 分				
		時 時	分ら 分まで		分ら 分さで	時間 分	時 時	分ら 分が	時 時	分ら 分で	時間 分				
		時 時	分ら 分まで		分ら 分さで	時間 分	時 時	分ら 分が	時 時	分ら 分で	時間 分				
		時 時	分ら 分で		分ら 分まで	時間 分	時 時	分ら 分で	時 時	分ら 分まで	時間 分				

育児短時間勤務承認請求書

(長崎県公立大学	壮 / 珊 東長 /			令和	年 月 日						
(英啊朵公立八子	伍八垤争灭)	134									
		様	由山≠	・ 所属名							
			甲山伯								
				職 名							
である。											
	氏 名										
1請求に係る子	続 柄										
	生年月日										
	□ 育児短時	間勤務の承認		育児短時間勤	務の期間の延長						
2請求の内容	□ 再度の育	児短時間勤務の	の承認 (再度の育	「 児短時間勤務	めいとないである。 多が必要な事情を記入)						
3請求期間		年 月	日から	年 月	日まで						
4勤務の形態	週 時間 育児休業等規	分勤務 程第10条第	1項 [□第1号	□第2号 □第4号	の勤務の形態						
勤務の日	月 (:	~ :) 火(: ~	:)						
及び	水(:	~ :) 木(: ~	:)						
時間帯	金(:	~ :)								
5 既に育児短時	年	三 月 日	から	年 月	日まで						
間勤務をした	————	三 月 日	から	—————————————————————————————————————	日まで						
期間	7	- 万 口	N ₄ の	十 月	и ж С						
6備考											

- (備考) ① この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
 - ② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - ③ 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
 - ④ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との 続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に 係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承 認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 - ⑤ 該当する□には✓印を記入すること。
- (注) 理事長は、必要に応じこの様式に所要の調整を加えることができる。